

# 令和 8 年（2026 年）5 月までに施行される民事訴訟手続のデジタル化

ご存じのとおり、

- ①電子申立て・電子納付
- ②インターネットによる送達・送付（直送）
- ③ウェブ会議の方法による証人尋問（ウェブ尋問）
- ④電磁的記録の閲覧・複写（ダウンロード）があります。これらに備えるための計画的なプロセスを大項目と中項目でまとめました。各項目は、弊社HPをご覧ください。

（株）成田 ⇒（弊社ホームページ）お知らせ ⇒「民事訴訟手続きのデジタル化について」

想定できる対応範囲をお示しました。全てに対応しないといけないわけではありません。

今後もお役に立つ資料を提供いたしますので、ご活用いただきましたら幸いです。

---

## 1.基礎作りと意識改革

デジタル化への移行は、単なるツールの導入に留まらず、事務所全体の意識改革とセキュリティ基盤の強化が不可欠です。

- (1) 改正民事訴訟法の理解と情報収集
- (2) 情報セキュリティポリシーの策定と徹底
- (3) 全職員へのセキュリティ意識向上教育と訓練

## 2. IT インフラとシステムの整備

デジタル化された裁判手続に対応するための技術的な基盤を構築します。

- (1) IT インフラの強化
- (2) デジタル文書管理システムの導入と移行
- (3) オンラインコミュニケーション・事件管理ツールの導入
- (4) エンドポイントセキュリティの強化
- (5) ログ管理システムの導入

## 3. 実践と継続的改善

システムの運用を開始し、定期的な見直しと改善を通じて、デジタル化への対応

力を高めます。

- (1) 裁判 IT 化に関する実務研修への参加
- (2) インシデントレスポンス計画（IRP）とサイバーBCP の策定・訓練
- (3) AI 利用に関するガイドラインの策定と教育
- (4) 国際的なデータ保護規制への対応（該当する場合）
- (5) サイバー保険の検討

#### 4. 継続的な改善と適応（長期：恒常的に実施）

デジタル化は進化し続けるため、一度の対応で終わりではなく、継続的な改善が重要です。

- (1) 定期的なセキュリティ監査と脆弱性管理
- (2) 最新情報の継続的なキャッチアップ
- (3) クライアントへの情報提供とサポート

#### 5. 参考資料

- (1) セキュリティ体制簡易診断シート
- (2) 弁護士事務所 セキュリティポリシー（案）
- (3) TreeS・e 訴訟システム 安全な運用マニュアル（案）
- (4) （裁判所作成）「改正民事訴訟法・改正民事訴訟規則の概要」
- (5) （内閣サイバーセキュリティセンター作成）  
「インターネットの安全・安心ハンドブック」

各項目の詳細や参考資料は、弊社ホームページからご覧ください。

